

2026 年 10 月 1 日

各 位

山形県山形市旅籠町三丁目 2 番 3 号
株式会社 きらやか銀行

各種規定の改定について

株式会社きらやか銀行（本店 山形市 頭取 西塚 英樹）では、各種規定について下記のとおり改定することといたしましたので、お知らせします。

今回規定を改定する預金商品につきましては、新規の口座開設等のお取り扱いを終了しており、2028 年度に予定している次世代バンキングシステム（※）への移行準備の一環として商品・サービスの見直しを行い、システム移行時にお取り扱いを廃止させていただくこととしております。詳細につきましては、[2025 年 11 月 4 日付のニュースリリース文書](#)をご確認ください。

これからもお客さまにご満足いただけるよう、サービス向上に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定前より取引されているお客さまにも適用させていただきます。

※SBI ホールディングス株式会社の子会社である SBI 地方創生バンキングシステム株式会社が提供する「地域金融機関向けクラウドベースの勘定系システム」です。

記

1. 改定する規定

規定名	規定改定日	商品の新規口座開設等の 取扱終了日
貯蓄預金規定	2026 年 11 月 1 日（日）	2020 年 9 月 30 日（水）
納税準備預金規定		
通知預金規定		2025 年 11 月 28 日（金）
定期積金規定		

2. 改定内容

取り扱いの廃止等にかかる事項について、条文を追加しました。

詳細につきましては、新旧対比表をご参照ください。

＜貯蓄預金規定＞ ※変更箇所のみ記載

変更前	変更後
右記「2 2. 商品の廃止」追加 右記「2 3. 廃止商品の取扱」追加 2 2. 規定の変更等 (1)～(2) 省略	2 2. 商品の廃止 当行は、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当な期間の経過後に、この預金の取扱いを廃止できるものとします。 2 3. 廃止商品の取扱 (1) 第 22 条により当行がこの預金の取扱いを廃止したときは、当行は取扱廃止日にこの預金口座を当行が指定する他の預金商品へ切替することができるものとします。なお、本項の規定によりこの預金口座を切替える場合は、当行はあらかじめ届出の氏名、住所宛に通知します。 (2) この預金口座を当行が指定する他の預金商品へ切替えた場合は、切替後の商品規定を適用するものとします。 (3) 前項により、この預金口座が切替えられ残高がある場合には、通帳および届出の印章ならびに当行が相当と認める本人確認資料を持参のうえ、当店に申出てください。 2 4. 規定の変更等 (1)～(2) 省略

＜納税準備預金規定＞ ※変更箇所のみ記載

変更前	変更後
右記「2 1. 商品の廃止」追加 右記「2 2. 廃止商品の取扱」追加 2 2. 規定の変更等 (1)～(2) 省略	2 1. 商品の廃止 当行は、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当な期間の経過後に、この預金の取扱いを廃止できるものとします。 2 2. 廃止商品の取扱 (1) 第21条により当行がこの預金の取扱いを廃止したときは、当行は取扱廃止日にこの預金口座を当行が指定する他の預金商品へ切替することができるものとします。なお、本項の規定によりこの預金口座を切替える場合は、当行はあらかじめ届出の氏名、住所宛に通知します。 (2) この預金口座を当行が指定する他の預金商品へ切替えた場合は、切替後の商品規定を適用するものとします。 (3) 前項により、この預金口座が切替えられ残高がある場合には、通帳および届出の印章ならびに当行が相当と認める本人確認資料を持参のうえ、当店に申出てください。 2 3. 規定の変更等 (1)～(2) 省略

＜通知預金規定＞ ※変更箇所のみ記載

変更前	変更後
右記「16. 商品の廃止」追加 右記「17. 廃止商品の取扱」追加 17. 規定の変更等 (1)～(2) 省略	16. 商品の廃止 当行は、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当な期間の経過後に、この預金の取扱いを廃止できるものとします。 17. 廃止商品の取扱 (1) 第16条の規定により当行がこの預金の取扱いを廃止したときは、当行は取扱廃止日にこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本項の規定によりこの預金口座が解約される場合は、当行はあらかじめ届出の氏名、住所宛に通知します。 (2) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合には、通帳または証書および届出の印章ならびに当行が相当と認める本人確認資料を持参のうえ、当店に申出てください。なお、前項による解約後の残高に適用する利率は、その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によることとします。 18. 規定の変更等 (1)～(2) 省略

＜定期積金規定＞ ※変更箇所のみ記載

変更前	変更後
右記「20. 商品の廃止」追加 右記「21. 廃止商品の取扱」追加 21. 規定の変更等 (1)～(2) 省略	20. 商品の廃止 当行は、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、公表の際に定めた相当な期間の経過後に、この積金の取扱いを廃止できるものとします。 21. 廃止商品の取扱 (1) 第20条の規定により当行がこの預金の取扱いを廃止したときは、当行は取扱廃止日にこの預金口座を解約することができるものとします。なお、本項の規定によりこの預金口座が解約される場合は、当行はあらかじめ届出の氏名、住所宛に通知します。 (2) 前項により、この預金口座が解約され残高がある場合には、証書および届出の印章ならびに当行が相当と認める本人確認資料を持参のうえ、当店に申出てください。なお、前項による解約後の残高に適用する利率は、その全額につき店頭に表示する毎日の普通預金利率によることとします。 22. 規定の変更等 (1)～(2) 省略

以 上

じもとグループは
SDGsに賛同しています



本件に関するお問合せ先
 事務部 福原
 電話番号 023-631-0001 (代)